

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年10月17日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 とも子

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 監 査 の 種 類 | 定期監査 |
| 2 監 査 の 対 象 | 中部まちづくりセンター、北部まちづくりセンター |
| 3 監 査 の 着 眼 点 | 補助金等の交付事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。 |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。 |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局 |
| 6 監 査 の 日 程 | 令和7年9月1日～10月9日 |
| 7 監 査 の 結 果 | 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。
(1) 指摘事項 なし
(2) 注意事項 1件
補助金等交付事務に関すること 1件
(3) 要望事項 なし |